

②原子力災害からの復旧・復興

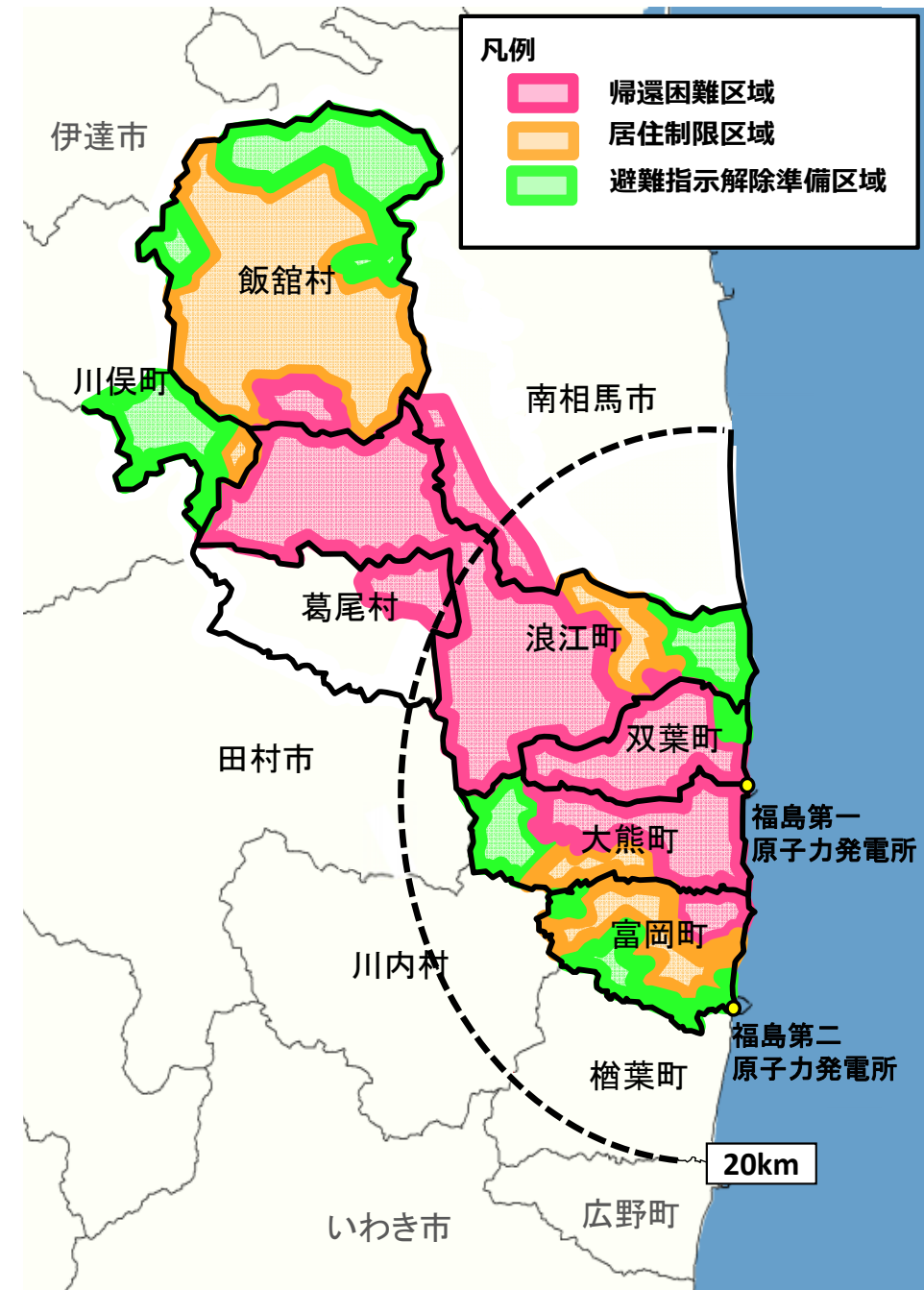
原子力発電所事故による避難指示について

- 23年12月以降、市町村ごとに順次、「避難指示区域」の見直し等を実施。
- 川俣町の区域見直し（25年8月7日原子力災害対策本部決定）をもって、避難指示が出された11市町村全てにおいて、区域見直しが完了。
- これまでに、以下の市町村において避難指示区域が解除。
田村市（26年4月1日）、川内村（26年10月1日、28年6月14日）、楡葉町（27年9月5日）、葛尾村※（28年6月12日）、南相馬市※（28年7月12日）、川俣町、飯舘村※（29年3月31日予定）

※ 帰還困難区域を除く。

「見直し後の避難指示区域の概要」

区域名	概要
避難指示解除準備区域	年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域
居住制限区域	年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民に被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難の継続を求める地域
帰還困難区域	5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれがある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域



(28年7月12日現在)

福島県における産地の取組事例

あんぽ柿の出荷再開（伊達地方・25年12月）

【出荷再開への歩み】

江戸時代から続く福島県伊達地方の特産品「あんぽ柿」が原発事故後2年連続で加工自粛。

柿の樹体洗浄、加工再開モデル地区の設定、非破壊検査機の開発等の取組を経て、25年12月に3年ぶりに出荷を再開。

- 【27年産】 907トン出荷
- 【28年産】 1,250トン为目标
(震災前平成22年産出荷量1,423トンの約9割)



トルコギキョウの出荷再開（川俣町・26年8月）

【出荷再開への歩み】

川俣町山木屋地区はトルコギキョウのブランド産地として有名であったが、避難指示により営農活動を停止。

出荷再開に向けて25年に試験栽培を開始。避難先から車で通いながら作業を行うなどの制約もあったが、市場の品質評価も得て、26年より本格栽培を行い、同年8月に出荷を再開。

- 【27年産】
約2haで栽培
(震災前平成22年
栽培面積3.2haの約6割)



川俣町で栽培されたトルコギキョウ

復興牧場での酪農の再開（福島市・27年12月）

【復興牧場の設立】

原発事故による避難指示により休業していた酪農の2グループが酪農団体や企業の支援を受け、避難先の福島市内でそれぞれ復興牧場を設立。

【ミネロファーム】

24年10月から出荷を再開。
28年9月現在、約155頭を飼養。

【フェリスラテ】

27年12月から出荷を再開。
28年9月現在、約581頭を飼養。



フェリスラテ施設全景

米の作付再開（南相馬市・26年産）

【作付再開への歩み】

南相馬市では原発事故の影響により避難指示区域外でも稲の作付制限・自粛が行われたが、25年産米で実証栽培を実施し、26年産米から作付を再開。

- 【26年産】 99ha
- 【27年産】 720ha
- 【28年産】 1,781ha



原子力被災地域の営農再開に向けた支援策

- 除染については、環境省や農林水産省などの関係省庁が連携して取り組んでおり、当省は、農地・森林の効果的・効率的な除染に向けた技術開発等を推進。
- 避難されている住民の方々が帰還後速やかに営農再開できるよう、除染の進捗状況にあわせた農業関連インフラの復旧、除染後の農地等の保全管理から作付実証、大規模化や施設園芸の導入、必要な資金の手当等の新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援。

農地除染

	田村市	楡葉町	川内村	大熊町	葛尾村	川俣町	飯舘村	南相馬市	浪江町	富岡町	双葉町
対象面積 (ha)	140	810	130	170	470	480	1,700	3,100	1,900	670	100
農地除染の進捗率 (%)	100	100	100	100	100	100	91	38	51	99	100

営農再開に向けた 条件整備

営農再開

- ◆ **農地、農業水利施設等のインフラ復旧**
 - － 農地、農業水利施設等の災害復旧に対して支援、技術者の派遣
- ◆ **除染後農地等の保全管理**
 - － 除染後から営農再開まで、農地、畦畔等における除草等の保全管理に対して支援
- ◆ **鳥獣被害防止対策**
 - － 一斉捕獲活動や侵入防止柵等の設置に対して支援
- ◆ **営農再開に向けた作付実証**
 - － 農産物が基準値を下回っていることを確認するための作付実証に対して支援
- ◆ **水稻の作付再開支援**
 - － 水稻の作付再開に必要な代かきや畦畔の修復に対して支援
- ◆ **放射性物質の吸収抑制対策**
 - － カリ質肥料の施用の実施を支援
- ◆ **農業用機械・施設等の導入支援**
 - － 市町村のリース方式による農家負担無しの農業用機械・施設の導入を支援（被災地域農業復興総合支援事業）
 - － 営農再開する農家に対して、農業用機械・施設、家畜の導入等を支援（原子力被災12市町村農業者支援事業）
- ◆ **新たな農業への転換**
 - － 経営の大規模化や施設園芸への転換等、新たな農業への転換を支援

環境省などと連携し、農地・森林を計画的に除染

- 国直轄除染地域（除染特別地域）内の農地・森林除染については、除染実施計画に基づき、インフラ復旧や営農再開のスケジュール等とも連動して、除染作業を実施。
- 除染の加速化・円滑化のため、環境省など関係機関と連携して取組を推進。

国直轄除染地域の進捗状況

平成28年8月31日時点
(上段は実施率、下段は発注率)

	田村市	楡葉町	川内町	飯館村	川俣町	葛尾村	大熊町	南相馬市	富岡町	浪江町	双葉町
宅地	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	96% (100%)	100% (100%)	87% (100%)	100% (100%)
農地	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	91% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	38% (100%)	99% (100%)	51% (100%)	100% (100%)
森林	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	98% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	69% (100%)	100% (100%)	96% (100%)	100% (100%)
道路	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	82% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	39% (100%)	99.9% (100%)	75% (100%)	100% (100%)

資料：環境省除染情報サイト

福島県における除去土壌等の推計発生量

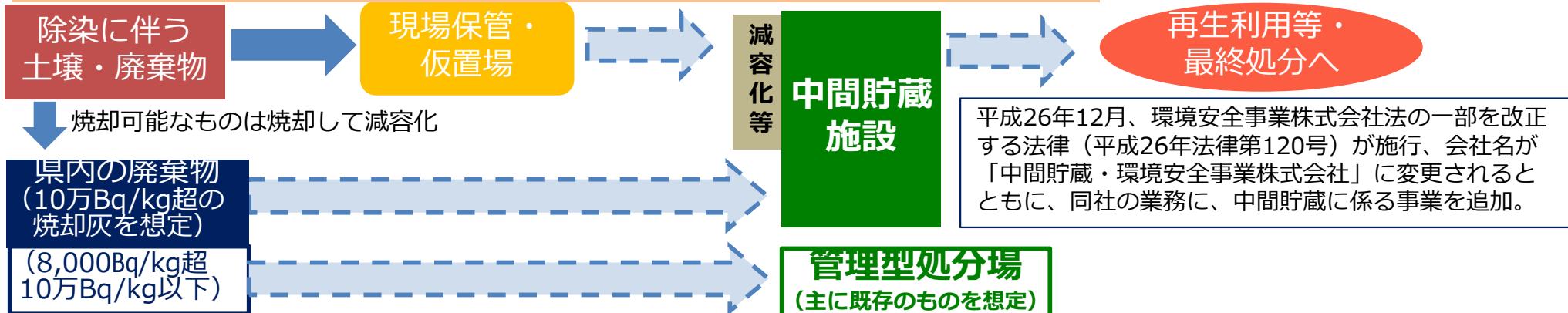
(単位:万m³)

	国直轄		市町村		合計	
	土壌等	可燃物	土壌等	可燃物	土壌等	可燃物
●原発生量						
住居・施設等	69~98	24~33	728~800	14	797~898	38~47
農用地	478~718	106~148	150~154	24~25	628~872	130~173
森林(生活圏)	49~196	157~544	(住居・施設等を含む)		49~196	157~544
その他	34~49	1	28	9	62~77	10
小計	629~1,061	287~725	906~982	47~48	1,535~2,043	334~773
合計	917~1,786		953~1,029		1,870~2,815	
●減容化後発生量(可燃物の20%になると仮定)						
小計	629~1,061	57~145	906~982	9~10	1,535~2,043	67~155
合計	686~1,206		915~991		1,601~2,197	

資料：環境省「除去土壌等の中間貯蔵施設の案について」(平成25年12月)

注：この表における農用地とは田、畑、牧草地・果樹園等のことである。このほか、中間貯蔵施設に搬入されることとなる福島県内の指定廃棄物等(10万Bq/kg超の焼却灰と仮定)は、約2.1万t(約1.8万m³)と推計。

【参考】福島県における除去土壌等の処理について(イメージ)



農地除染の実証事業で、放射性セシウム濃度の大幅な低下を確認

MAFF

- 現地のほ場における実証試験を踏まえ、土壌中の放射性セシウム濃度や地目に応じた農地土壌の除染技術の適用の考え方を提示(平成23年9月14日)。環境省の「除染関係ガイドライン(第2版)」に内容が反映(平成25年5月2日)。
- 確立された技術を着実に現場で導入するため、必要な用具や具体的な作業手順等を示した農地土壌の除染技術の手引き(平成24年3月2日)や、工事実施レベルでの実証を踏まえ施工上の留意点等を示した「農地除染対策の技術書」(平成24年8月31日)を公表。実証では、表土削り取りにより土壌の放射性セシウム濃度が8～9割減少するなどの効果を確認。

土壌の放射性セシウム濃度 (Bq/kg)	適用する主な技術
～ 5,000	反転耕、移行低減栽培(※)、表土削り取り(未耕起圃場)
5,000 ～ 10,000	表土の削り取り、反転耕、水による土壌攪拌・除去
10,000 ～ 25,000	表土削り取り
25,000 ～	固化剤を使った表土削り取り

反転耕(畑、水田、牧草地)



移行低減栽培



※ 作物による土壌中の放射性セシウムの吸収を抑制するため、カリウム肥料を施用する栽培方法。

表土の削り取り (畑、水田、牧草地)



水による土壌攪拌・除去 (水田)



固化剤を用いた削り取り



芝・牧草のはぎ取り



ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施

- 福島県内のため池等について、営農再開・農業の復興の観点から、放射性物質の実態や利用・管理の支障状況等を踏まえ、放射性物質対策に取り組む。
- 市町村等が効果的かつ効率的に対策を実施できるよう、対策の考え方や調査・計画、設計・施工に係る手順・留意点等を「技術マニュアル」として取りまとめ公表（平成27年3月27日）。

ため池の放射性物質対策について

- 福島県内のため池等を対象に、放射性物質の実態を把握するとともに、ため池等の利用や管理に及ぼす影響を軽減するための対策を検討するため、各種調査を実施。
- これらの結果等を踏まえ、放射性物質により利用・管理に支障が生じているため池等については、その影響に応じて、放射性物質対策を講じ、営農再開・農業復興を推進することとしている。

【福島県内のため池の水質調査結果（平成26年度）】

水質の放射性セシウム濃度	避難指示区域外	避難指示区域	
		避難指示解除準備	居住制限・帰還困難
検出下限値未満	2,234 (98%)	145 (97%)	73 (53%)
検出	53 (2%)	5 (3%)	65 (47%)
計	2,287	150	138
最高(Bq/L)	9	5	86

※1 検出下限値¹³⁴Cs:1Bq/L、¹³⁷Cs:1Bq/L

【福島県内のため池の底質調査結果（平成26年度）】

底質の放射性セシウム濃度 (乾重量あたり)	避難指示区域外	避難指示区域	
		避難指示解除準備	居住制限・帰還困難
～ 1千Bq/kg以下	638 (24%)	21 (13%)	2 (2%)
1千Bq/kg超 ～ 1万Bq/kg以下	1,577 (60%)	107 (65%)	25 (18%)
1万Bq/kg超 ～ 10万Bq/kg以下	429 (16%)	37 (22%)	81 (57%)
10万Bq/kg超 ～	3 (0%)	-	33 (23%)
計	2,647	165	141
最低(Bq/kg) ～ 最高(Bq/kg)	<20 ～ 222,000	13 ～ 69,000	150 ～ 690,000

ため池の放射性物質対策工法の例

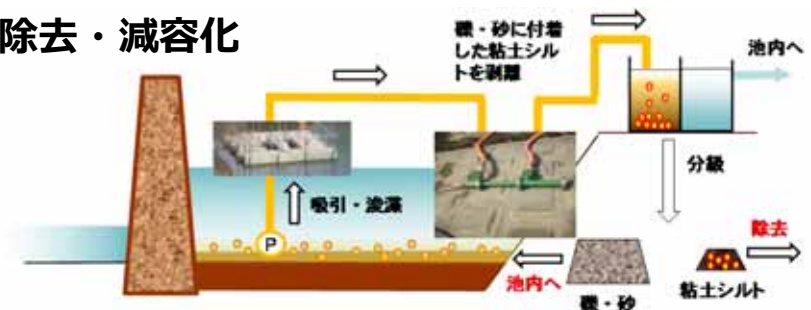
①底質の原位置固定（固化・反転）

《固化材の攪拌状況》



・放射性セシウム濃度の高い底質を、固化材を使用し固化する工法や、高濃度の底質（表層）と低濃度の底質（下層）をそれぞれ土壤改良し上下で入れ替える（反転）工法があり、底質からの巻き上がりや、底質からの溶出を抑制する

② 除去・減容化



・水中の底質を吸引後、エジェクターにて底質の細粒分を剥離し、さらにふるい分け・凝集沈殿により細粒分のみを取り出し、回収する。放射性セシウム濃度の低い粗粒分は池敷に戻す

避難指示区域等における農地・農業用施設等の復旧

- 避難指示解除準備区域等の営農再開に向けて、農地・農業用施設等の災害復旧事業を迅速に実施。
- 県や市町村による農地・農業用施設等の災害復旧事業が迅速に進むよう支援。
- 農地の除染と区画整理等農地整備の一体的実施に向けた取組を推進。

これまでの主な取組

○農業用施設等の復旧

- 南相馬市の排水機場について、知事から要請を受け、直轄で復旧工事を実施中。2 機場は本格運転が可能。残り 5 機場は平成30年度までに段階的に復旧予定。
- 国営かんがい排水事業「請戸川地区」の大柿ダム、幹線用水路等について、直轄で復旧工事を実施中。
- 農地海岸については、県が復旧工事を実施中。



排水機場の復旧状況(谷地排水機場)

○農地の除染と区画整理等農地整備の一体的実施

- 関係機関からなる推進体制を整備し、農地の除染と農地整備を一体的に実施。モデル地区のうち、川俣町は完了し、郡山市は実施中。



今後の主な取組

- 請戸川地区については、営農再開を踏まえ、段階的に復旧する方針。(早期の営農再開を希望する区域では、当面、地区内河川の自流を活用したかんがい用水確保を検討。)
- 県や市町村に対し復旧・整備の方針検討等の支援を推進。県や市町村は、それらの結果等を活用し、農地やため池等の災害復旧事業に順次着手。

農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施

○放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。

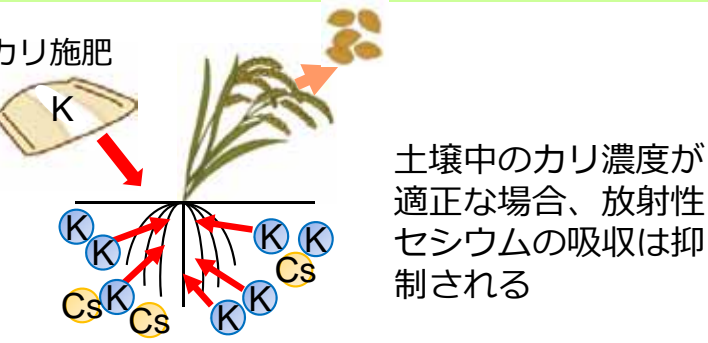
○引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

- **米**
- ・農地の反転耕等による放射性物質の低減対策やカリ施肥による吸収抑制対策を実施。
- ・きめ細かい検査の実施により、基準値を超過する米が流通しないよう取組。

- **畜産物**
- ・畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料の給与など家畜の飼養管理を徹底。
- ・牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう全頭検査・全戸検査を実施。

- **きのこ**
- ・きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。（きのこ原木：50 Bq/kg、菌床用培地：200 Bq/kg）
- ・指標値を満たすきのこ原木等の導入や、原木の洗浄など放射性物質による汚染を低減させる技術の普及等を通じて、食品の基準値以下のきのこ生産に取り組んでいるところ。

カリ施肥による稲の吸収抑制対策



飼料の放射性セシウムの暫定許容値
牛・馬：100Bq/kg、豚：80Bq/kg、鶏：160Bq/kg

牧草の放射性物質の吸収抑制対策

- ・反転耕等による牧草地における放射性物質の低減対策の推進

米の放射性セシウム検査



福島県産米の全袋検査



重機を活用した反転耕



ストーンクラッシャーによる石礫破碎



急傾斜牧草地での無線トラクターの活用

具体的な取組



きのこ原木・ほだ木の導入支援



放射性物質の防除施設（ほだ木洗浄機械等）の整備

農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

- 農畜産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低くなっており、基準値超過割合は年々低下。
- きのこ・山菜類、水産物では、基準値を超過したものが見られるが、超過割合は減少。

農林水産物の放射性物質の検査結果^{注1}（17都県^{注2}）（平成28年9月26日現在）

品目	～23年度末 基準値 超過割合 ^{注3}	24年度 基準値 超過割合 ^{注4}	25年度 基準値 超過割合 ^{注4}	26年度 基準値 超過割合 ^{注4}	27年度 ^{注4}		28年度（～平成28年9月26日） ^{注4}		基準値超過品目
					基準値 超過割合	基準値超過点数 （検査点数）	基準値 超過割合	基準値超過点数 （検査点数）	28年度 （27年度）
米 ^{注5}	2.2 %	0.0008 %	0.0003 %	0.00002 %	0 %	0 (1,050万)	0 %	0 (184,283)	—
麦	4.8 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 (323)	0 %	0 (222)	—
豆類	2.3 %	1.1 %	0.4 %	0.1 %	0 %	0 (1,813)	0 %	0 (67)	—
野菜類	3.0 %	0.03 %	0 %	0 %	0 %	0 (12,205)	0 %	0 (5,988)	—
果実類	7.7 %	0.3 %	0 %	0 %	0 %	0 (2,783)	0 %	0 (1,187)	—
茶 ^{注6}	8.6 %	1.5 %	0 %	0 %	0 %	0 (127)	0 %	0 (81)	—
その他 地域特産物	3.2 %	0.5 %	0 %	0 %	0.1 %	1 (723)	0 %	0 (77)	— (そば)
原乳	0.4 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 (1,414)	0 %	0 (687)	—
肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	1.3 %	0.005 %	0 %	0 %	0 %	0 (225,911)	0 %	0 (101,350)	—
きのこ・山菜類	20 %	9.2 %	2.6 %	1.2 %	1.0 %	87 (8,433)	1.0 %	58 (5,638)	コシアブラ、タラノメ等9品目 (フキノトウ、タラノメ等13品目)
水産物	17 %	5.6 %	1.5 %	0.5 %	0.07 %	14 (18,801)	0.1 %	7 (8,899)	イワナ、ヤマメ等5品目 (イワナ、ギンブナ等6品目)
農林水産物計	3.4 %	0.02 %	0.005 %	0.002 %	0.001 %	102 (1,077万)	0.02 %	65 (308,479)	～23年度末検査総数：139,376点 24年度検査総数：1,059万点 25年度検査点数：1,130万点 26年度検査点数：1,126万点

(注1) 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。

(注2) 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）で対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。

(注3) 平成24年4月施行の基準値（100 Bq/kg）を超過した割合（原乳については50 Bq/kg）。なお、茶は、荒茶や製茶の状態で500 Bq/kgを超過した割合。

(注4) 穀類（米、大豆等）について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。

(注5) 福島県で行った23年度産の緊急調査、福島県及び宮城県の一部地域で24年度以降に行った全袋検査の点数を含む。

(注6) 24年度以降の茶は、飲料水の基準値（10 Bq/kg）が適用される緑茶のみ計上。

地域農業の将来像の策定とその実現に向けた支援

○昨年8月に設立された福島相双復興官民合同チーム（営農再開グループ）に東北農政局の職員が参加し、福島県と連携し、将来展望を持って地域農業が再生できるよう、市町村における農業者の意向把握や地域農業の将来像策定を支援するとともに、その実現に向けた農業者の取組を支援していくこととしている。

福島相双復興官民合同チーム（平成27年8月発足）の営農再開グループ

◆ 体制

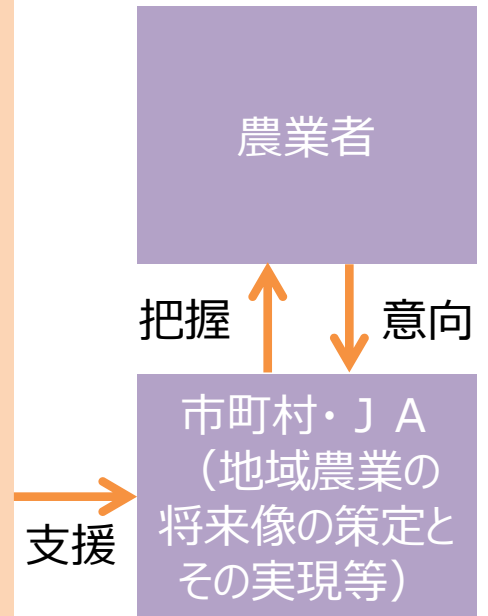
- 国（震災復興参事官室）及び福島県（農業普及所）が一体となった組織を形成

◆ 活動方針

- 農業は、農地の利用や水の管理等で、地域的なまとまりが不可欠であることから、地域農業の将来像の策定と、その実現に向けた農業者の取組を支援

◆ 活動内容

- ①地域農業の将来像の策定目標の設定（策定地域の範囲・策定期等）
- ②農業者の意向確認に対する支援（内容・経費等）
- ③集落の相談会・座談会への参加（大規模化、施設園芸への転換等について情報提供）
- ④策定した地域農業の将来像に基づく営農体制（個人・集落営農・法人等）の構築への支援
- ⑤営農再開に必要な施設・機械導入、大規模化等への支援、技術・経営指導等



福島相双復興官民合同チームの営農再開グループの活動実績

○営農再開グループの訪問実績

平成28年7月31日現在

市町村名	訪問回数 ^{注1}	参加者数 ^{注1}	農業者等の訪問回数 ^{注2}
南相馬市	56	2,083	426
広野町	20	168	189
川内村	41	473	415
檜葉町	46	461	143
川俣町 山木屋	80	559	79
田村市 都路	20	160	161
飯舘村	85	1,430	31
浪江町	32	1,417	108
大熊町	19	127	32
富岡町	24	274	39
葛尾村	57	768	130
双葉町	24	188	16
J A等	32	531	
合計	536	8,639	1,769

注1:市町村との打合せ、懇談会等の回数・延べ出席者数

注2:普及活動で、農業者や関係者を訪問した回数

○営農再開に係る取組で聞き取った要望の主なもの

- ①安全な農作物が生産できることを確認する試験栽培・実証栽培の支援をしてほしい
- ②農業用機械・施設の支援をしてほしい
- ③農産物の販路確保への支援をしてほしい
- ④除染後農地の保全管理を支援してほしい
- ⑤鳥獣被害対策をしっかりと行い戻って営農再開できるようにしてほしい
- ⑥帰還しない方の農地の保全管理を支援してほしい
- ⑦農作物の放射性物質モニタリングを継続して取り組んでほしい
- ⑧地域営農ビジョン作成を支援してほしい
- ⑨地域営農の担い手確保を支援してほしい
- ⑩畜産の営農再開を支援してほしい
- ⑪避難先での営農再開を支援してほしい

○6次化等に向けたコンサルティング支援

平成28年7月31日現在

市町村名	コンサルティング等実施件数	備考
田村市 都路町	2	販路開拓・商品開発、事業計画
南相馬市 原町区	2	法人化、販路開拓、商品開発
浪江町	1	販路開拓、商品開発
川内村	2	財務分析、販路開拓
檜葉町	2	事業計画、法人化
計	9	

○被災12市町村における営農再開を進めていくため、平成28年7月中旬から、福島県・市町村・農林水産省が連携して、被災12市町村の認定農業者を個別に訪問し、要望調査や支援策の説明を行う取組を実施している。

1 個別訪問する農業者

被災12市町村の認定農業者708名のうち、訪問を希望する549名が対象。
10月12日現在で訪問した認定農業者は466名（85%）。

2 営農再開に向けた主な意見・要望

これまでの訪問活動で寄せられた主な意見・要望は、以下のとおり。

- ① 個人や小規模でも対象となる補助事業の創設
- ② 風評対策や販路の確保への支援
- ③ 担い手不足や雇用労働力の確保への支援
- ④ 集落営農への支援
- ⑤ ほ場整備やパイプラインの整備等への支援

3 今後のスケジュール

- まだ訪問していない83名を11月中旬までに訪問。
- 11月下旬に訪問結果をとりまとめ、必要なフォローアップを行うとともに、平成29年度予算で事項要求している「福島県産農林水産物風評対策特別事業（仮称）」等の今後の対策の検討に活用する。

営農再開に必要な機械・施設や家畜の導入等を支援

○被災12市町村において避難指示の解除が進みつつある中、営農を再開する農業者を対象に、農業用機械・施設や家畜の導入等の初期投資に対する支援を行うことで、営農再開を加速化する。

原子力被災12市町村農業者支援事業

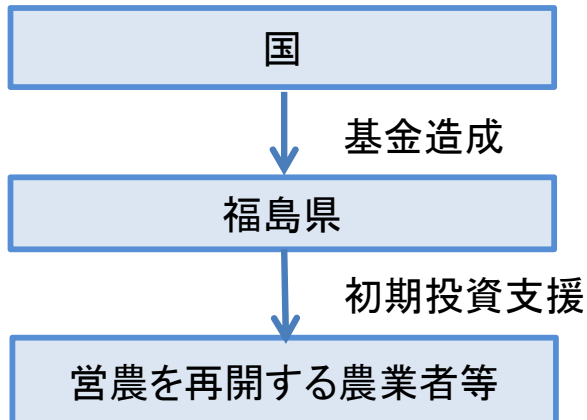
■対象者

被災12市町村において、営農再開等を行う農業者等（農業者、集落営農組織、農業法人等）

■補助率

3 / 4

■資金の流れ



■補助対象経費

- ・農産物の生産、流通、販売に必要な機械の導入に要する経費
- ・農産物の生産に必要な施設の整備及び施設の導入に必要な撤去に要する経費
- ・果樹の新植・改植、花き等（生産が複数年継続するもの）の種苗等の導入に要する経費
- ・肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛、純粋種豚、繁殖用雌豚の導入に要する経費

■補助対象経費の上限額

原則1,000万円（特認3,000万円）



福島県における林業再生に向けた取組

○環境省と役割分担の下、

- ①森林内のモニタリング（森林における放射性物質の動態把握）
- ②技術の検証・開発（森林における放射性物質の拡散防止等のための技術検証・開発）
- ③技術の実証（避難指示解除準備区域等における林業再生に向けた技術の実証）
- ④林業再生対策（間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に推進する林業再生対策）等を実施中。

○復興庁、農林水産省、環境省の3省庁の大臣による「福島県の森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム」において、今後の総合的な取組をとりまとめ、連携した取組を実施中。



樹木の試料採取

①森林内のモニタリング



チップによる林床被覆

②技術の検証・開発



植栽木の濃度測定

③技術の実証



機械による間伐

④林業再生対策 ※

※林業再生対策においては、

ア) 空間線量率等の調査、森林所有者の間伐同意取付

イ) 県、市町村等による、間伐等の森林整備と枝葉の処理や木柵の設置等の放射性物質対策の一体的実施

ウ) 木質バイオマスボイラーへのバグフィルターの取付

等を実施。

福島県における漁業再生に向けた取組

- 福島県沖における操業自粛が長期化する中、平成24年6月下旬から、放射性物質の値が低い海域・種について試験的な操業・販売を実施（順次、漁業種類・対象種・海域を拡大）。
- 引き続き、協議会等における検討に参画し、漁業再開に向けた試験操業の取組を支援するとともに、放射性物質の汚染源や、水生生物に取り込まれる経路の解明等を実施。

◎福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムの値が基準値以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業対象種として決定（試験操業対象漁業種類・海域についても同様）。

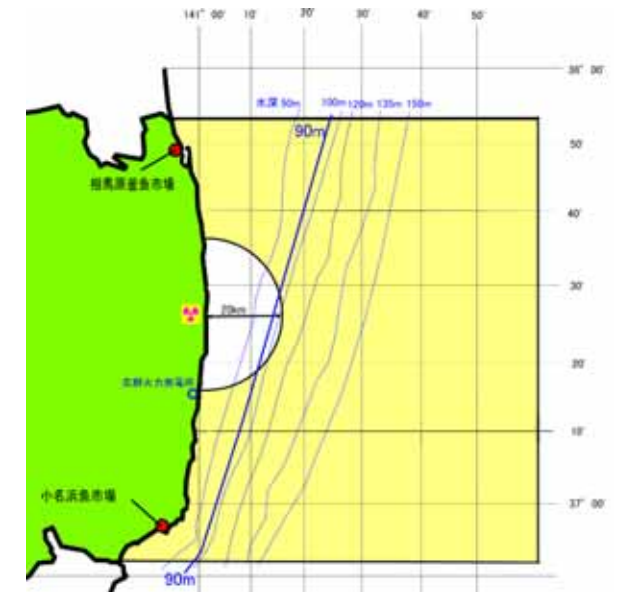
<相馬・双葉地区> ○平成24年6月から底びき網漁船により、3種に絞った試験操業・販売を開始。

<いわき地区> ○平成25年10月より底びき網漁業による試験操業を開始。

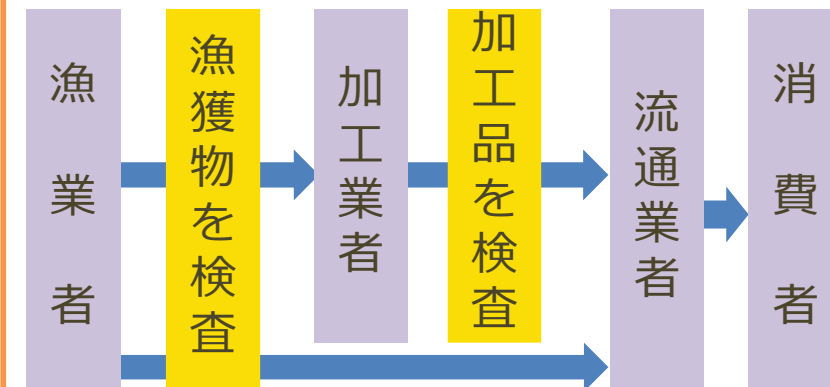
⇒ 安全性を確認した上で、対象種及び海域を順次拡大。

○漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京等の市場に出荷。

試験操業海域 平成28年9月30日現在



漁獲物の流れ



試験操業の漁業種類：全13漁業種（平成28年9月30日現在）

底びき網漁業、刺網漁業、流し網漁業、沖合たこかご漁業、沿岸かご漁業、船びき網漁業、潜水漁業、貝桁網漁業、はえ縄漁業、アサリ養殖業、釣り漁業、はもかご漁業、どう漁業

試験操業の対象種：全92種（平成28年9月30日現在）

【魚類66種】 アイナメ、アオメエソ、コウナゴ、シラス、ヒラマサ、ヒラメ、ホシガレイ、マアナゴ、マアジ、マイワシ、マガレイ、マサバ、マダラ等

【甲殻類8種】 ガザミ、ケガニ、ズワイガニ、ホッコクアカエビ等

【イカ・タコ類7種】 スルメイカ、マダコ、ミスダコ、ヤナギダコ、ヤリイカ等

【貝類9種】 アサリ、アワビ、シライトマキバイ、ホッキガイ等

【その他2種】 オキナマコ、キタムラサキウニ

食品中の放射性物質対策のリスクコミュニケーション

- 風評被害への対応については、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、政府全体で包括的に対応している。平成26年6月に、風評対策の強化を図るため、取り組むべき施策を体系的に整理し、新たに3つの強化指針を定めた「風評対策強化指針」が取りまとめられた。
- 農林水産物の風評被害払拭については、科学的な見地に基づいて正確でわかりやすい情報提供と丁寧な説明を行うことが重要。食品中の放射性物質の検査結果や農林水産現場での取組等を、関係府省等と連携し、ホームページや広報資材を活用し、幅広く発信している。
- 関係府省（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省）は連携して、食品中の放射性物質対策に関するリスクコミュニケーションに重点的に取り組んでおり、平成27年度は、意見交換会を全国で6回開催。

「風評対策強化指針」（平成26年6月23日）のポイント

- 強化指針 1**
風評の源を取り除く
 - (1) 被災地産品の放射性物質検査の実施
 - (2) 環境中の放射線量の把握と公表
- 強化指針 2**
正確でわかりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ
放射線に関する情報提供及び国民とのコミュニケーションの強化
- 強化指針 3**
風評被害を受けた産業を支援する
 - (1) 被災地産品の販路拡大、新商品開発等
 - (2) 国内外からの被災地への誘客促進等

食品中の放射性物質対策に関する4府省連携意見交換会の開催



- 平成28年度開催実績（9月末時点）
- 8月29日（月）福島県郡山市
 - 9月2日（金）東京都千代田区
 - 全国4会場（東京都2会場、宮城県、大阪府）で実施された親子参加型イベントに出展

参考：平成27年度開催実績

開催日	開催場所
平成27年11月6日	神奈川県小田原市
平成27年11月28日	福井県勝山市
平成28年1月14日	福島県福島市
平成28年2月3日	福島県郡山市
平成28年2月10日	宮城県仙台市
平成28年2月19日	大分県大分市

「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

MAFF

- 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を推進。(23年4月～)
- 関係省庁との連携により、経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出。(24年8月、25年6月、26年8月、27年10月、28年10月)
- 全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。
- 福島県産農産物については、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて効果的にPRを行う取組を支援。



「食べて応援しよう！」とは、被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（被災地産食品）を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



子ども霞が関見学デー「福島県産食品販売フェア」を農林水産省で開催(28年7月)



13省庁による「第2回霞が関ふくしま復興フェア」(28年7月～8月)

これまでの取組：
うち被災地産食品販売フェア等：
社内食堂等での食材利用：
(23年4月～28年9月末までの間)

1,552件
1,228件
220件



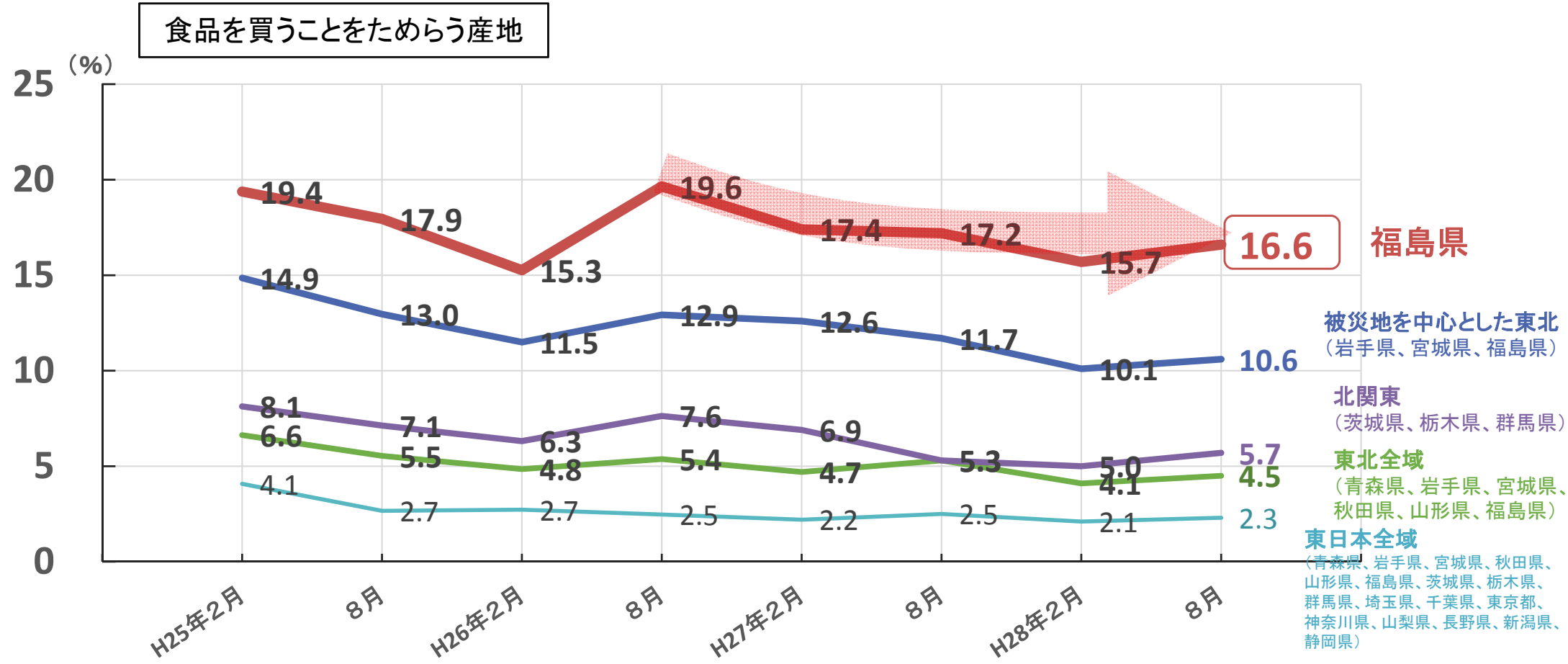
セブン&アイホールディングスによる「東北かけはしプロジェクト」(28年3月)



神奈川支局による被災地産食品を使用したお弁当を食べる取組(28年3月)

【参考】食品についての風評被害の現状

消費者庁の実態調査によると、食品等については、福島県を中心とした被災地産品の購入をためらう消費者が一定程度存在。
 放射性物質を気にして食品を買うことをためらう産地を「福島県」と回答した人は、第8回調査（平成28年8月）では16.6%で、減少傾向は横ばいに。



全回答者(5,176人)のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

出典：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査(第8回)」より抜粋

- 福島県産の農産物等について、流通業者や消費者向けのイベントを展開するとともに、メディアやバイヤーを対象とした福島県産品の魅力、安全性を伝える現地ツアー等を実施。

平成28年度の取組内容

<国内に向けた情報発信等>

- 量販店等におけるイベント…量販店や百貨店等において、PRイベントや福島県知事・副知事によるトップセールス（札幌、東京、大阪、県内）を実施。
- 商談会・交流会…食品事業者向けの商談会・交流会を首都圏で開催。
- メディアセミナー・ツアー…福島県産水産物の魅力や安全性を伝えるため、メディアを対象としたセミナーの開催（東京）や現地ツアー（福島県相馬市）を実施。

このほか、テレビCMやウェブを通じた情報発信や県内市町村や民間団体が行うPR事業への支援等を実施。

<海外に向けた情報発信等>

- 福島県による東南アジアやヨーロッパ等におけるPR活動及び福島県内の民間団体の行う海外PR活動への支援を実施。



百貨店における福島フェア
(H28.6 東京都)



卸売市場における知事のトップセールス
(H28.7 東京都)



漁業復興メディアツアー
(H28.9 福島県)



海外スーパーマーケットにおける桃のPR
(H28.8 シンガポール)

信頼回復事業・被災地産品プロモーション

MAFF

- 輸入規制の緩和・撤廃及び風評被害払拭を目的に、メディアを利用した宣伝や海外でのPR活動、被災地の産品を利用したレシピの作成等を実施。

平成26・27年度の主な取組内容

- 世論形成、信頼回復等のためのメディア活用
 - ・テレビ、新聞、街頭ビジョン等を活用し幅広くPRを実施（平成27年3月上旬）
 - ・海外のニュースサイトを通じ、被災地の食・食文化の魅力を発信（平成28年2月22日～3月21日）
- 官民合同フォーラム
日本産食品規制への対処、日本食文化の発信について、官民関係者を交えて参加型討論を実施（平成27年3月5日(香港)、3月12日(台湾)）
- 日本食PRイベント・バイヤー等向けセミナー
現地バイヤー等にセミナーを実施し、日本食の魅力をアピール（平成27年3月上中旬）
- 規制対象県への現地関係者の招へい
香港及び台湾の現地バイヤー、事業者団体、メディア関係者等を日本に招へいし、規制対象県の生産現場・検査体制を紹介（平成27年3月23日～27日）
- 被災地産品プロモーション
香港国際食品見本市において被災地産品の調理デモ（平成26年8月14～16日、平成27年8月13～15日）
- 被災地産品を使ったレシピの作成配布（平成27年）



海外のニュースサイトを通じたバナーの例
(シンガポール、香港)



官民合同フォーラム（香港）



規制対象県への招へい（栃木県）



被災地産品を使ったレシピ

趣旨

福島県産農林水産物等について、生産から流通、販売に至るまで、福島第一原子力発電所の事故に伴う風評の払拭に必要な支援をすることにより、消費者に対するその安全性についての正しい理解を促進し、ブランド力を回復します。

背景

福島第一原子力発電所事故から、福島の農林水産業を再生するためには、農林水産物の安全性の確保と、農林水産物等の取引を活発化する必要があり、生産から流通・消費に至るまで、風評を払拭するための支援が必要です。

事業内容

福島県産農林水産物の生産・検査体制の整備

- ・より安全で特徴的な福島県産農林水産物の生産供給体制を整備します。
- ・農林水産物の安全を確認するための検査にかかる経費を支援します。

福島県産農林水産物等の販売拡大に向けた支援

- ・流通段階の風評の実態と要因を調査します。
- ・量販店やオンラインストアなどでの販売促進を支援します。
- ・フェアや商談会の開催等の戦略的な情報発信等を支援します。

なお、具体的な内容は、認定農業者の個別訪問の結果等も踏まえたものとする観点から、事項要求とします。

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の動き

我が国の主な輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産農林水産物・食品の輸入規制を維持、強化（韓国、台湾）。

現在、香港、台湾、中国及び韓国に対し、重点的に規制撤廃を申し入れ中。

主な輸出先国の輸入停止措置の例

輸出先国・地域	輸出額 (平成27年) ※括弧内は輸出額に 占める割合	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	1,794億円 (24.1%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
米国	1,071億円 (14.4%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
台湾	952億円 (12.8%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
中国	839億円 (11.3%)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
韓国	501億円 (6.7%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	水産物

(*) 中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等」については、放射性物質検査証明書の添付による輸入が認められているが、証明書の様式が合意されていないため、実質上輸入停止。

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

○原発事故に伴い諸外国・地域において強化された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けている国・地域数は事故後の54から35にまで減少）。

◇諸外国の食品等の輸入規制の状況（平成28年9月20日時点）

規制措置の内容	国・地域数		国・地域名
規制措置を完全撤廃した国	19		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール
一部の都県を対象に輸入停止	11	8	韓国、中国、ニューカレドニア、シンガポール、香港、マカオ、台湾、ロシア
		3	（日本での出荷制限品目を停止）米国、フィリピン、レバノン
一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求	17		インドネシア、アルゼンチン、仏領ポリネシア、アラブ首長国連邦、オマーン、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ブラジル、EU、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、ブルネイ EU加盟国（28カ国）を1地域とカウント。
自国での検査強化	7		パキスタン、ウクライナ、イスラエル、イラン、トルコ、モーリシャス、カタール

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書等を要求。

◇最近の規制措置が完全撤廃された例

撤廃された年月	国名
平成25年9月	ベトナム
平成26年1月	イラク
〃	豪州
平成27年5月	タイ ※一部の野生動物肉を除く
11月	ボリビア
平成28年2月	インド
5月	クウェート
8月	ネパール

◇最近の輸入規制緩和の例

緩和された年月	国名	緩和の主な内容
平成28年1月	EU ※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等）
1、2、3、4、7、8、9月	米国	輸入停止(福島県等)→一部の品目が順次解除
3月	エジプト	検査証明書の対象地域及び対象品目に変更（11都県の全ての食品・飼料→7県の水産物）
6月	ブルネイ	輸入停止(福島県の食肉、野菜、果物、水産物、牛乳・乳製品)→検査証明書添付で輸入可能(福島県の全食品が検査証明書の対象に)
6、9月	仏領ポリネシア	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等）（9月）
7月	カタール	検査報告書(47都道府県)→輸入時サンプル検査
〃	イスラエル	輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小

スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUに準拠した規制緩和を実施。

円滑に賠償金が支払われるよう、東京電力に対する働きかけ

- 農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めているところ。
 - 農林水産関係では28年9月30日までに、合計約7,959億円の請求に対し、約7,500億円を支払い（約94%）※。
- ※28年9月30日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

- 農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけのみ）

【畜産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬（岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ）

【牛肉（セシウム汚染牛肉関係）】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根（他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる）

【水産物（食用・餌料用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出